



## 定期購入のトラブルにご注意！

「1回限りの契約だったはずなのに定期購入の契約だった」、「申込みの途中で意図せず定期購入のプランへ誘導された」など、巧妙化する定期購入に関する事例が増えています。

### 【相談事例】

- ①「1回限り」とあった化粧クリームを注文したのに2回目が届き定期購入だと気づいた。
- ②SNSの広告を見てシワ改善クリームを注文したが、洗顔クリームの定期コースを追加注文したことになっていた。
- ③インフルエンサーが「定期縛りなし」と勧めていたせつけんを申し込んだところ、クーポンが表示され、意図せず回数縛りのある定期購入となってしまった。



### アドバイス

- ・契約条件等を確認し、納得した状態で商品を購入しましょう
- ・注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう
- ・契約条件に関する記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう
- ・「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」（「いつでも解約できる定期購入」）である可能性がありますので、契約時には注意が必要です。（解約しない限り継続的に商品が届きます。）

※困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）